

物価高対応子育て応援手当支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知「物価高対応子育て応援手当の支給について」）の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づく、物価高対応子育て応援手当の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、大阪市（以下「市」という。）によって贈与される手当をいう。
- 二 支給対象者 別記第1に掲げる物価高対応子育て応援手当が支給される者をいう。
- 三 一般支給対象者 別記第1の1（1）に掲げる支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- 四 本市公務員支給対象者 別記第1の1（1）に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員であって、本市在住で本市に所属する公務員をいう。
- 五 他所属公務員支給対象者 別記第1の1（1）に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員であって、本市在住で本市以外に所属する公務員をいう。
- 六 出生児童支給対象者 別記第1の1（2）に掲げる支給対象者をいう。
- 七 離婚等支給対象者 別記第1の1（3）に掲げる支給対象者をいう。
- 八 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(物価高対応子育て応援手当の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、物価高対応子育て応援手当を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の金額は、対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者及び本市公務員支給対象者に対する支給の申入れ等)

第4条 市は、一般支給対象者及び本市公務員支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の申入れを行う。

- 2 一般支給対象者及び本市公務員支給対象者は、前項の申入れを受けた際、別紙様式第1号により物価高対応子育て応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、申入れに記載の期日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、

一般支給対象者及び本市公務員支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(一般支給対象者及び本市公務員支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者及び本市公務員支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと又は金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号若しくは第2号に掲げる方式による支給が困難だと市が判断した場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- 一 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- 二 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに別紙様式第2号により前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- 三 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(他所属公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 他所属公務員支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る市の申請受付開始日は、第9条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から1か月以上5か月以内の市長が別に定める日とする。

(出生児童支給対象者に係る支給の方法及び申請期限等)

第7条 出生児童支給対象者に係る支給の方法等は、次の各号により行う。

- 一 一般支給対象者及び本市公務員支給対象者に支給する物価高対応子育て応援手当については、新生児における児童手当の請求を市が認定したことをもって第4条の支給の申入れ等とし、第5条のとおり支給する。
- 二 他所属公務員支給対象者に支給する物価高対応子育て応援手当については、所属庁の受給証明を付し第6条及び第9条のとおり申請及び支給する。

(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第8条 離婚等支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該離婚等支給対象者からの、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に、物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となったと知った日から3か月以内の市長が別に定める日とする。

(他所属公務員支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式)

- 第9条 他所属公務員支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「他所属公務員支給対象者等」という。)は、別紙様式第3号の申請書(以下「申請書」という。)により申請を行う。
- 2 他所属公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと又は金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までに掲げる方式による支給が困難だと市が判断した場合に限り行う。
- 一 電子申請方式 申請者が大阪市行政オンラインシステムにて申請書を提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 二 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 三 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 四 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

- 第10条 代理申請により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該他所属公務員支給対象者等が指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(他所属公務員支給対象者等に対する支給の決定)

- 第11条 市長は、第9条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該他所属公務員支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

- 第12条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者並びに対象児童の要件、申請の方法及び申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、他所属公務員支給対象者等から第6条から第8条の申請期限までに第9条第1項の申請が行われなかった場合、当該他所属公務員支給対象者等が物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第4条第3項及び第7条第1号の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年5月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。
- 3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第14条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った物価高対応子育て応援手当の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月20日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

- 1 物価高対応子育て応援手当（以下「本手当」という。）は、以下の（１）、（２）又は（３）のいずれかに規定する児童手当の受給者等（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- （１）令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者
- （２）令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
- （３）（１）の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、（１）の受給者から本手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は当該受給者が、本手当に相当する額の金銭等を本手当の目的のために費消していた場合を除く。

- 2 1の規定にかかわらず、本手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して本手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

①（受給者等死亡の場合） 基準日後、支給決定前までの間に1に規定する受給者等が死亡した場合（この2の規定により本手当を支給される者が、本手当の支給が決定前に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
②（施設入所等児童であることが事後に判明した場合） 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを受給者等に本手当を支給する市町村（特別区を含	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）

む。以下同じ。)が把握した場合	
③(家庭内暴力事案の場合) 基準日後、支給決定前までの間に、 受給者等からの暴力を理由に避難 し、当該受給者等と生計を別にして いる当該受給者等の配偶者(現に第 2の対象児童を監護し、かつ、これ と生計を同じくする者に限る。)が その避難先の市町村において、当該 対象児童に係る法第7条第1項の 規定による認定の請求をし、当該避 難先の市町村による当該認定の請 求に関する通知が当該受給者等 に対して本手当を支給する市町村に 到達した場合	左欄に掲げる当該受給者等の配偶者

第2 対象児童

対象児童(本手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。)は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童の場合は10月分)の児童手当に係る児童
- (2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書



(提出先)大阪市長

- 1, 私は、「物価高対応子育て応援手当」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「物価高対応子育て応援手当」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名 印
※署名又は記名押印

届出者連絡先 ()

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書

市区町村
受付印

令和7年9月分(又は10月分)の児童手当支給市区町村

市区町村長殿

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方)

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
⑩	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先

* 記名押印に代えて署名することができます。

住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記載不要

※下欄の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1. 届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
(2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(4) この届出書は、市区町村において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
(5) 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和〇年〇月〇日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
(6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)



令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

市区町村長殿

プルダウンから選択してください
自動計算します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
		年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。
(1)令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童
(2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	0	円
-------	---	---------	---	---

※対象児童1人につき2万円になります。

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

証明欄 附番

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人 の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

(裏面も確認してください。)

(4. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。)